

要 望 事 項	(1) 公共下水道整備に対する支援措置
------------------	---------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

町村地域における公共下水道の整備促進のため、次の事項について積極的な支援を図られたい。

- ① 管渠設置に対する都補助率の漁業集落排水・農業集落排水なみの引き上げ
- ② 維持管理に対する財政支援
- ③ 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援

(説 明)

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため不可欠な都市基盤施設であり、早急に整備を図る必要がある。

しかし、下水道事業は莫大な建設資金を必要とし、維持管理の面からも将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村地域において大きく整備が遅れているのが実情である。

こうしたことから、町村地域において公共下水道の整備促進を図るためには、設置費はもとより維持管理費に対する財政支援が必要である。

また、水源地を抱え下水道事業を実施している町村にとっての下水道の位置付けは、そこに生活する住民の生活環境は勿論のこと、保全された環境を求め訪れる都民全体に与える公共用水域の水質保全としての便益が大きいことから、都市住民を含めた受益者全体による費用負担の考え方に基づく財政支援が必要である。

要 望 事 項	(2) 生活バス路線の確保
------------------	---------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

住民の利便性及び地域振興の観点から生活バス路線を確保するため、地域に応じた財政支援を図りたい。

- ① 過疎地域における生活バス路線を確保するための財政支援の充実
- ② 過疎地域以外の地域における生活バス路線を確保するための財政支援の実施
- ③ 離島交通に伴うバス会社経営安定化に対する支援の拡充

(説 明)

平成14年2月に需給調整規制が廃止されたことに伴い、生活路線維持費国庫補助金要綱が改正され、町村はバス路線を維持していくため、多大な財政的負担を強いられている。

過疎地域においては、生活バス路線が唯一の公共交通機関である。生活バス路線が縮小、廃止されることは、過疎化が一層進行し、地域の崩壊に繋がることになる。

したがって、地域住民の利便性及び地域振興のうえから、生活バス路線を維持・確保することが不可欠であり、都道府県行政の観点から、都による財政支援が必要である。

また、路線の休止・廃止が届出制になったことに伴い、過疎地域以外の地域においても、生活バス路線の維持・確保はより困難となってきている。

生活バス路線は、複数自治体を通過していることから、東京都生活交通対策地域協議会における地域の意見を十分に踏まえた、都としての適切な支援が必要である。

さらに、離島の定期路線バスの存続も昨今の経営悪化が原因で厳しい状況下にある。島民の大切かつ重要な交通体系の確保を図るため、都による財政支援が必要である。

要望事項	(3) 多摩都市モノレール次期整備路線 建設の促進
------	----------------------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

多摩都市モノレール次期整備路線建設の促進を図りたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

次期整備路線としては「上北台～箱根ヶ崎間」が決定されており、平成27年7月に発表された「広域交通ネットワーク計画について（交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ）」では、整備について優先的に検討すべき路線として位置付けられた。新交通システムであるモノレール建設の早期実現は、西多摩地域の将来の発展のために重要な意味があり、一日も早い事業化が必要である。

要 望 事 項	(4) 地域活性化住宅政策の確立
------------------	------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

住民減少地域における定住化の促進、過疎化の防止を図るため、定住化推進住宅の建設整備に対する国への働きかけ及び補助制度の拡充を図られたい。

- ① 単身者用公営住宅建設費補助について国への働きかけ
- ② 町村単独住宅建設に対する財政支援

(説 明)

公営住宅法による所得制限にとらわれない住宅建設は、町村単独事業として実施しなければならず、大きな財政負担を伴うことから、十分な対応ができないのが現状である。

都は平成27年3月に第3期東京都地域住宅計画を策定したが、今後も町村が住宅施策を推進するためには、建設費や用地造成に対する補助制度など、積極的な財政支援が必要である。

要 望 事 項	(5) 小笠原村における都営小笠原住宅 の整備促進
------------------	----------------------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

小笠原村における都営小笠原住宅の建替えなどの整備を促進されたい。

- ① 老朽化した都営小笠原住宅の計画的な建替え推進
- ② 将来的な小笠原村への業務移行に係る十分な財政支援措置
- ③ 定住促進に資する制度の改善
- ④ 都営小笠原住宅への生ごみ処理機の設置

(説 明)

- ① 都営小笠原住宅は、東京都小笠原住宅条例に基づき、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島促進と住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として設置された住宅である。日本復帰当初は集落地域を限定し、効率的効果的な公共投資が行われてきた結果、小笠原村における住宅事情は都営小笠原住宅に大きく依存する状況となっている。そのような中で、復帰後47年が経過し、都営小笠原住宅も老朽化が進行し管理上問題があるとともに、近年の居住ニーズにも対応していないことから、建替えを行う必要性が生じている。現在、東京都と小笠原村では建替えに向けて制度の見直しや役割分担などの協議を続けているが、今後の協議においても小笠原村の置かれた歴史的な特殊事情等も考慮した課題解決方策を見出し、計画的な建替えを促進することによって定住環境の改善を図られたい。
- ② 都営小笠原住宅の建替えにあたっては、将来的に小笠原村へ移管することを条件に協議が進められているが、小笠原村へ業務移行を行う場合には、一定の業務継承期間を設けるとともに、小笠原村の財政事情に考慮し、人件費も含めた十分な財政支援措置を将来にわたって講じられたい。
- ③ 平成26年3月に改正・延長された小笠原諸島振興開発特別措置法では、法律の目的規定に「定住の促進を図る」旨が新たに規定されたことも踏まえて、都営小笠原住宅の制度見直しにあたっては、住宅の建設コストが高いことや民間賃貸住宅が未成熟

であることなど、小笠原村の置かれた住宅事情に十分配慮し、小笠原村民の定住促進に資する制度の改善を図られたい。

- ④ 「小笠原住宅の今後のあり方」の検討の際には、厨芥類の処理について、父島の都営小笠原住宅約300戸を設置運営している大規模住宅事業者である東京都においては、資源循環型社会構築のため、生ごみ処理機設置に向けた検討を推進されたい。

要 望 事 項	(6) 小笠原空港の開設に向けたP I の 早期実施
------------------	-----------------------------------

要望先 都市整備局
(政策企画局)
(総務局)
(環境局)
(港湾局)

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、検討が進められている空港整備に係る計画案を国（国土交通省航空局）の助言のもとに、できる限り早期に取りまとめ、その上で平成21年6月に策定済みである「小笠原航空路パブリック・インボルブメント実施計画書」に基づくP I活動を早期に実施されたい。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から計画され検討されてきている小笠原空港については、紆余曲折を経ているが、結果として、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設の目途が付いていない現状である。

その間、東京都においては、毎年度、調査を精力的に実施され、検討を積み重ねてきていることは承知しているところであるが、他の空港整備に比べても、計画案の取りまとめに多くの時間が費やされている。

また、東京都の小笠原空港に関する情報として、課題の整理や検討、調整を進めていく旨が伝えられているが、「いつまでに」という具体的な情報がない状況である。

航空技術開発の動向は目まぐるしく変遷しているが、現在、東京都において検討が進められている3つの空港計画案についても、過去の空港計画案の内容と比べて、現実的で、かつ方法論として実現可能性のある案も含め検討している現状の中で結論を出すべきであると考えます。そのために、3つの計画案について、精力的に課題解決の調整、検討を行い、それを取りまとめ、事業主体として小笠原空港の事業化に取り組むか否かの判断材料の一つであるP Iを早期に実施していただきたい。

要 望 事 項	(7) 公共施設の耐震診断と改修
------------------	------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

災害に備え、公共施設の耐震診断と、それに伴い必要な場合の改修における財政支援を図られたい。

(説 明)

地域防災対策は、町村にとって不可欠な事業であり、先の東日本大震災でもわかるとおり、公共施設は災害時の避難場所にもなることから、その耐震診断と必要な場合の改修は、二次災害の防止や住民の安全対策上重要な課題となっている。改修工事も、規模によっては一自治体単独での財政負担が重くなるので、その際の支援が必要となる。

要 望 事 項	(8) 良好な緑地を保全するための 整備事業費等の支援
------------------	------------------------------------

要望先 都市整備局

(要 旨)

緑確保の事業（ハード及びソフト）に対する財政支援を図られたい。

(説 明)

従前、住宅開発を予定していたが宅地開発ができなくなっている丘陵地の利用や管理のあり方について、地域での合意形成や住民参加により検討を進めることで、地域の有益な自然的資源としての活用を見いだしていくことが求められている。

このような中で、緑確保の推進のため、区市部にあっては緊急な用地取得等の推進が計られている。西多摩地域全般では、良好な自然環境が形成された丘陵地を保全しているが、地域資源を活用した有効な活用が計られていないために自然が荒廃していることから、保全施設（トイレ、管理施設等）を整備し、良好な自然を保護するために整備事業費等の財政支援が必要となる。

要 望 事 項	(9) 横田基地周辺の生活環境整備対策 の推進
------------------	--------------------------------

要望先 都市整備局
(総務局)
(環境局)
(福祉保健局)

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道府県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。また、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に伴い基地内の施設に大幅な変化が見られる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	(10) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項	要望先	都市整備局 (福祉保健局)
------------------	-----------------------------	-----	----------------------

(要 旨)

サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項について国への要請

(説 明)

西多摩地域では、土地が安価なため、サービス付き高齢者向け住宅の建設に関する相談等が急増している。サービス付き高齢者住宅が数多く建設されると、介護保険以外で医療費など地元自治体にとっては、将来的に多大な財政負担が生じることとなる。

平成27年4月から住所地特例が適用されるようになり、東京都の補助金を活用する場合には自治体の同意などが必要になるが、国の補助金のみの場合には、自治体の計画に関係なく建設されてしまうことになる。

このようなことを避けるためにも東京都の登録要件の一つに自治体の同意などを必要条件にすることと、建設する町村の意見などを必ず聞くよう、国に対し要請していただきたい。

要 望 事 項	(11) し尿等生活排水対策の推進
------------------	-------------------

要望先 都市整備局
(総務局)
(環境局)
(下水道局)

(要 旨)

山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援

(説 明)

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

事業方式として、特別区においては、東京都下水道局が公共下水道を運営しており、東京都の指導も得て、多摩地域では都の流域下水道本部が市町村が整備した下水道からの下水を受け、排除、処理するための流域下水道を運営している。

一方、島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。